

井川町子ども・子育て支援事業計画(案)

《第3期》

令和7年度～令和11年度

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 2
- 3 計画期間 2

第2章 町の現状

- 1 人口・世帯の動向 3
- 2 出生数・出生率 4
- 3 子育て世帯アンケート調査結果の概要 5
- 4 第2期子ども・子育て支援事業計画の実績 15

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念 16
- 2 計画の基本的な視点 16
- 3 施策の体系 17

第4章 施策の推進

- 1 安心して産み育てる 19
- 2 社会全体で育てる 25
- 3 一人ひとりが輝き未来へつながる 31

第5章 計画の進行管理

- 1 計画推進体制 35
- 2 進行管理 35

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

全国的に少子化が進む中、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、社会全体で子育てや子供の育成を支え、子どもの健やかな成長と子育てについての施策や環境整備の必要性が認識されるようになりました。

井川町では、平成24年に制定された「子ども・子育て3法」に基づき、同法のねらいである「質の高い幼児期の教育・保育の提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」の実現に向けて、平成27年度からの5年間の第1期とした「井川町子ども・子育て支援事業計画」を策定、令和元年度には、「第2期井川町子ども・子育て支援事業計画」策定して、質の高い教育・保育が提供されるようにさまざまな施策を推進してきました。

さらにこの3法に基づいて平成27年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、社会全体で子ども・子育てを支えるという考えのもと、市町村が実施主体となって、それぞれの地域の特性やニーズに即したより柔軟な制度運用・サービス提供に向けた取り組みを推進することとしています。

本町では、上記を踏まえ、町に生まれ成長する子どもや子育て家庭に対する総合的な支援をさらに推進するため、第1期、第2期の計画を継承し、新たに第3期の子ども・子育て支援事業計画を策定し、引き続き、切れ目のない・きめ細かい子ども・子育て支援に取り組んでいきます。

2 計画の位置付け

本計画は「こども基本法」第3条の基本理念や「こども基本法」第10条に基づく市町村こども計画として位置づくほか、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の性格も併せ持つものとします。

また、本町が目指すまちの姿やそれを実現するための方向性が示された井川町総合振興計画を上位計画とし、井川町総合戦略を始めとする各分野の関連計画と整合性を持たせた、町の子ども・子育てに関する総合計画として策定するものです。

3 計画期間

計画の期間は令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。ただし、量の見込みや確保方策などに変更の必要が生じた場合は見直しを行います。

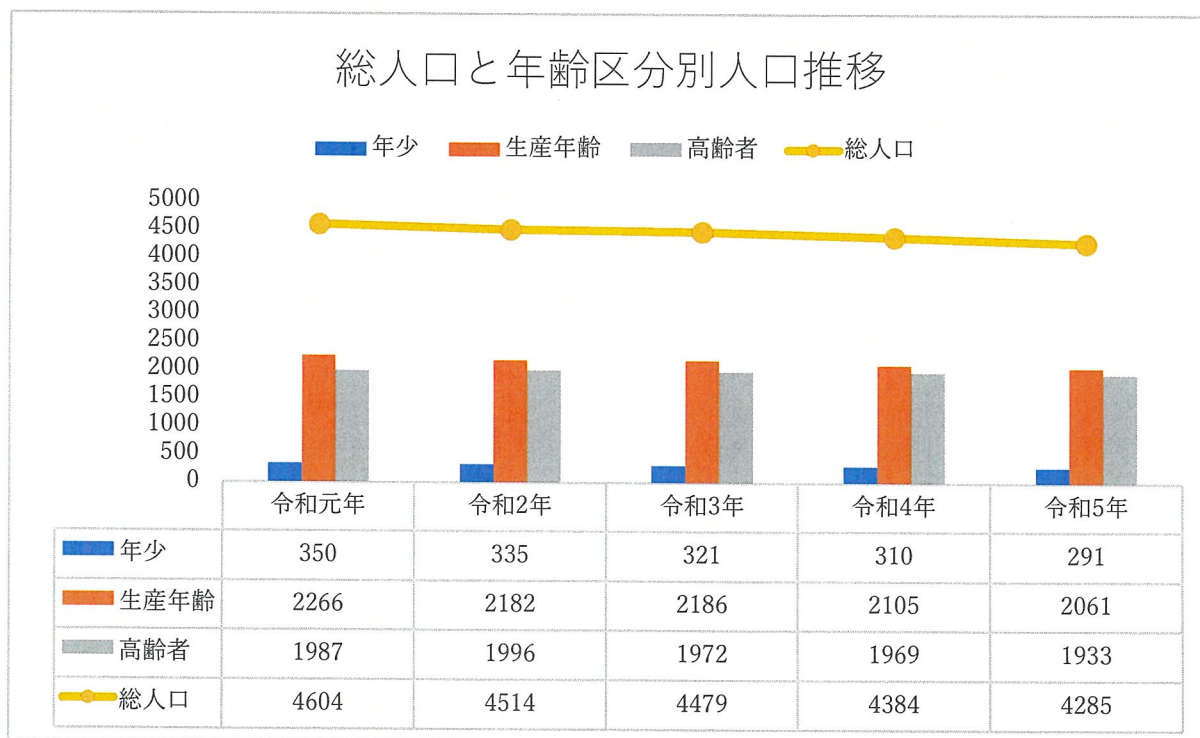
第2章 町の現状

1 人口・世帯の動向

町の人口は、上・下井河村の合併により井川村が誕生した昭和30年をピークに減少を続け、秋田県年齢別人口流動調査報告書によると、令和元年から令和5年の間に総人口が319人減少しております。

また、年齢別の人口構成でみると、令和元年時点の年少（0歳から15歳未満）人口比率7.6%、生産年齢（15歳以上64歳未満）人口比率49.2%、高齢者（65歳以上）人口比率43.2%に対して、令和5年には年少6.8%、生産年齢48.1%、高齢者45.1%となり、高齢者人口比率が上昇し、少子高齢化の傾向が顕著となっております。

なお、町の総人口は、今後も減少を続けるものと見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」によると、2050年の町の総人口は2,151人と推計されています。

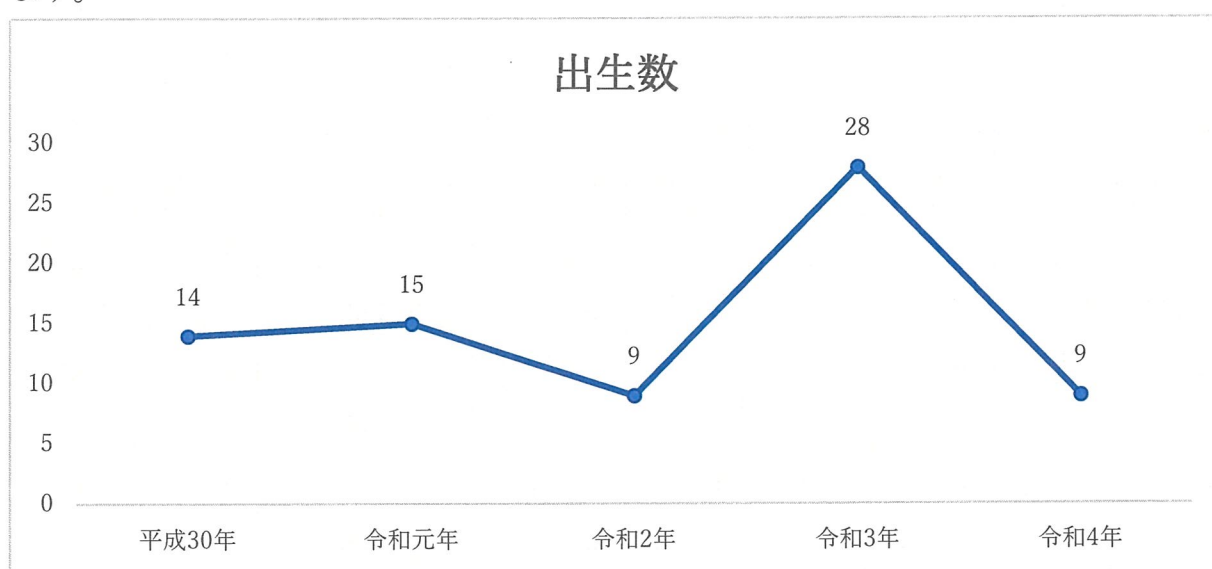


〔資料：秋田県年齢別人口流動調査報告書〕

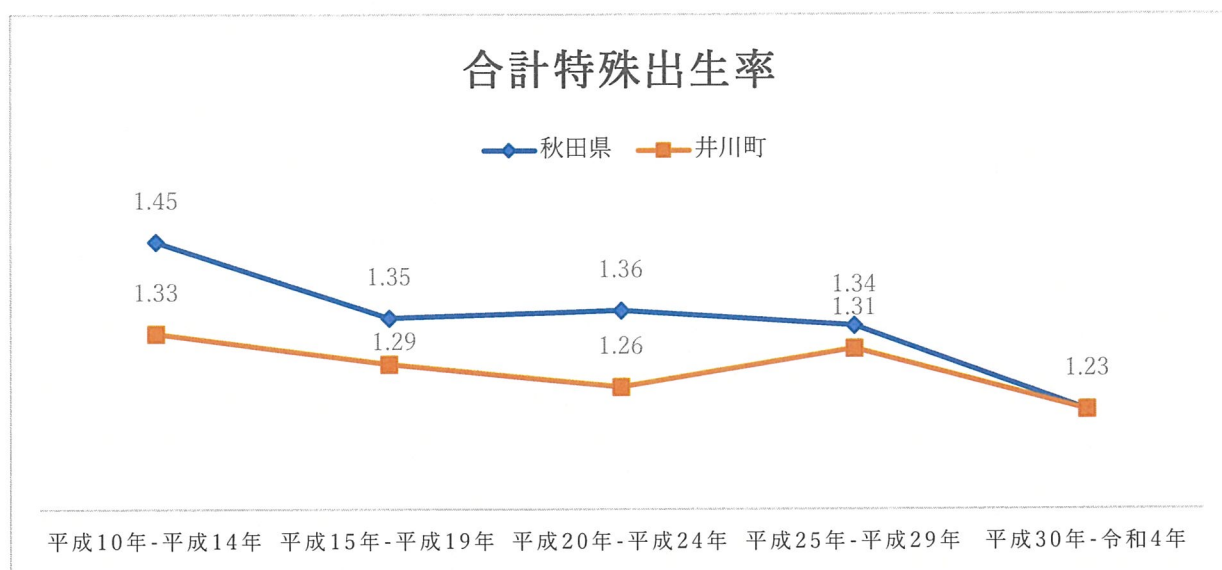
2 出生数・出生率

町の出生数は令和3年を除き近年減少傾向にあり、合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）においても、減少を続けています。

厚生労働省が公表している本町の平成30年～令和4年における合計特殊出生率は1.23となっており、県平均と同じ値となっています。減少に歯止めをかけるためにも、子育て支援及び雇用環境の整備など粘り強い支援が必要です。また必要な支援を行う等、地域一体となって子ども育むという意識を持つことが大切となります。



〔資料：秋田県衛生統計年鑑〕



〔資料：厚生労働省人口動態統計特殊報告〕

3 子育て世帯アンケート調査結果の概要

(1) 調査目的

町内の子育てを行う世帯の現在の事業利用状況と今後の利用希望、子育てに関する要望等を把握し、事業計画策定の基礎資料とするとともに今後の事業運営に役立てるために実施したものです。

(2) 調査対象

町に居住する就学前児童及び義務教育学校前期課程の児童を持つ保護者

(3) 調査期間

令和6年6月17日～令和6年7月3日

(4) 調査方法

井川こどもセンター、井川義務教育学校経由及び郵送

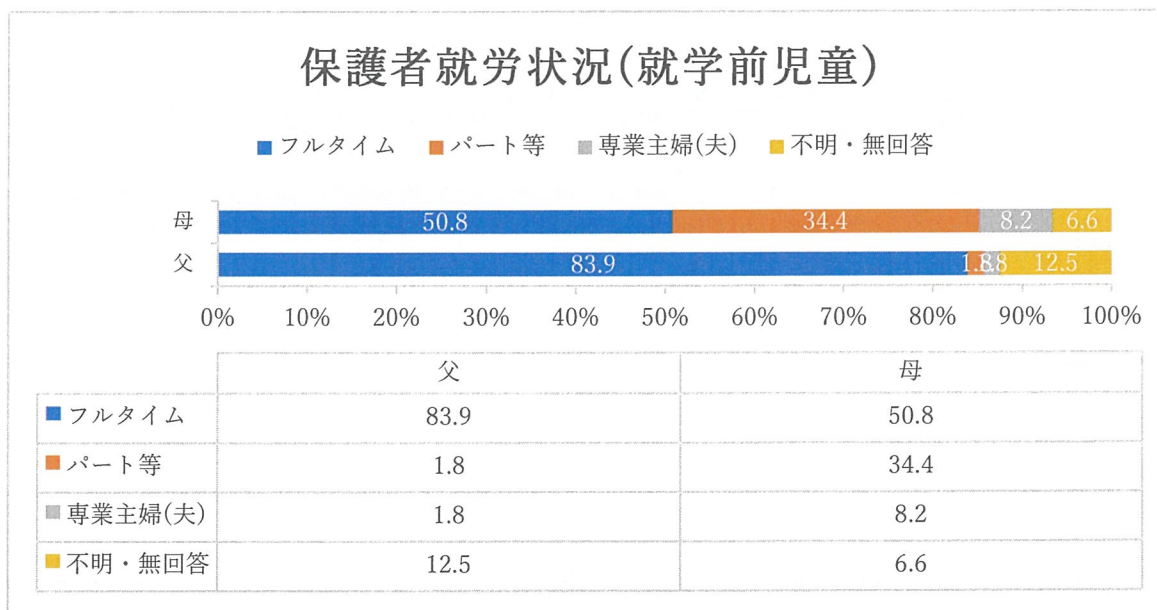
(5) 送付数、回収数

	送付数	回収数	回収率
就学前児童	68件	61件	89.7%
義務教育学校前期 課程の児童	92件	90件	97.8%
合 計	160件	151件	94.4%

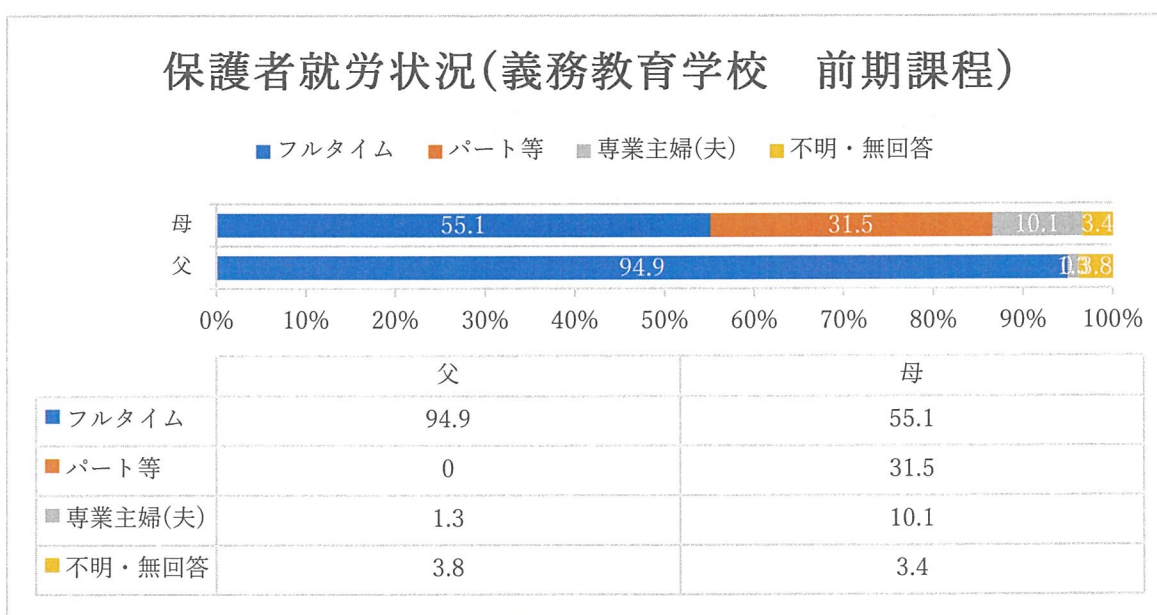
- ・ 調査結果の比率は、回答者数を基数として、小数点以下第2位を四捨五入して算出し、小数点以下第1位までを表示しています。比率の合計は100%とはならない場合があります。

(1) 調査結果概要

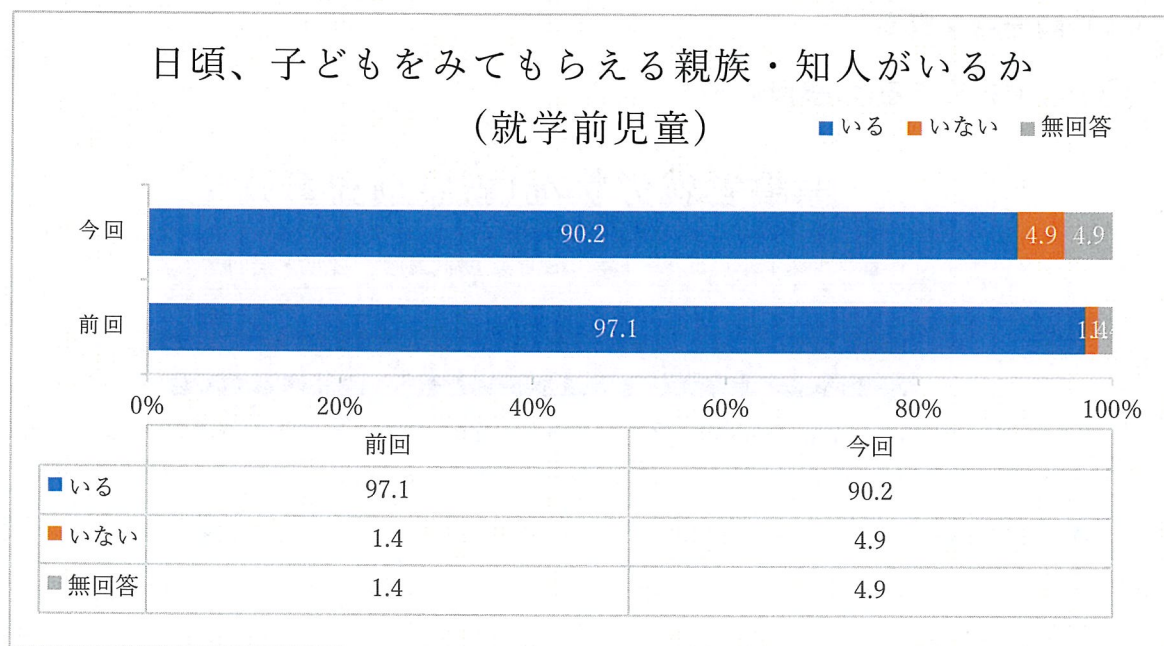
○子育てをめぐる家庭環境



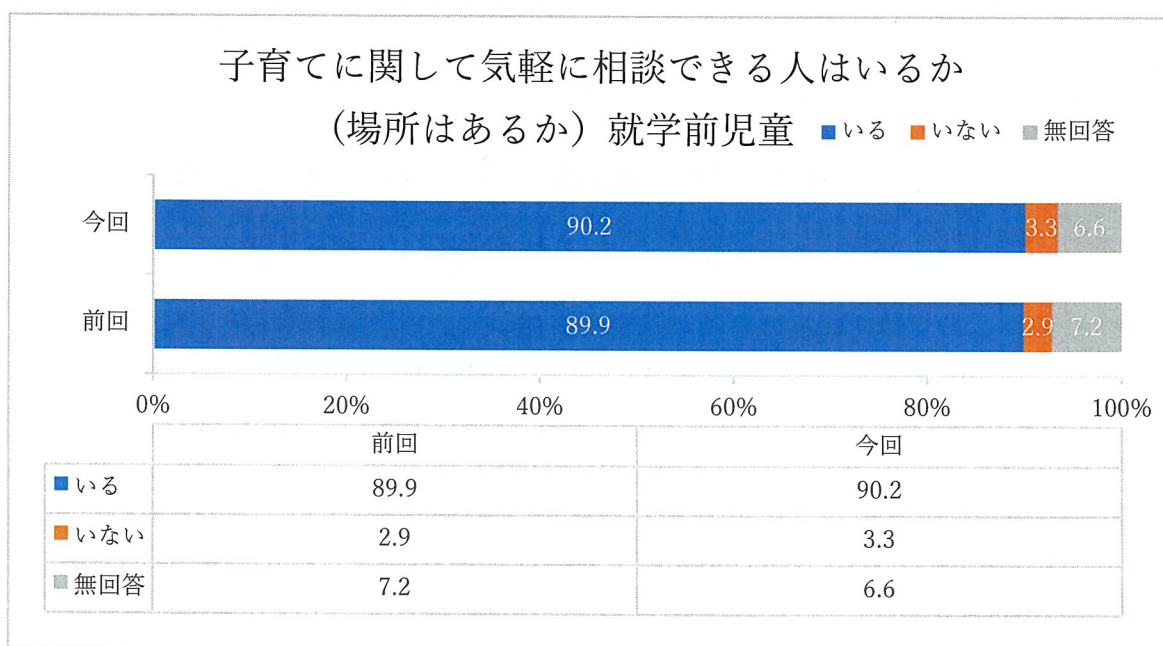
未就学児を養育する保護者の現在の就労状況は、母親は「フルタイム」が50.8%と最も多く、次いで、「パート等」34.4%、「専業主婦」8.2%とっています。父親は「フルタイム」が83.9%と、回答者の大半を占めています。



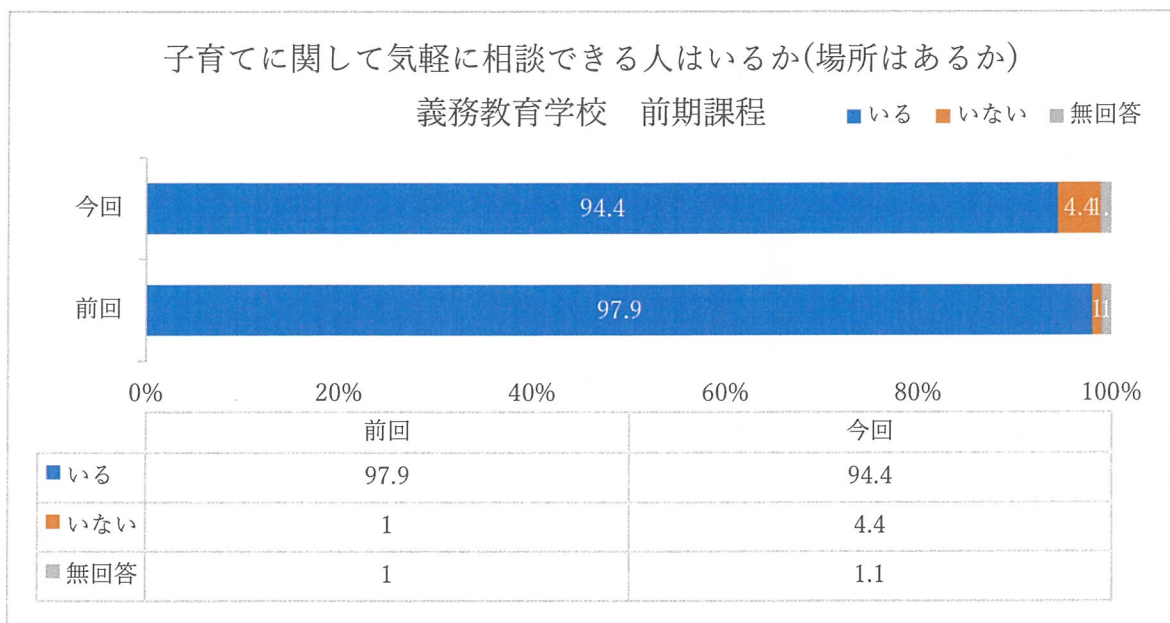
義務教育学校前期課程の児童を養育する保護者の現在の就労状況は、母親は「フルタイム」が55.1%と最も多く、次いで、「パート等」31.5%、「専業主婦」10.1%とっています。父親は「フルタイム」94.9%と、回答者の大半を占めており、未就学児世帯と同様の結果となっています。



「いる」と回答した人が90.2%、「いない」と回答した人が4.9%でした。前回調査時より微増であるが、「いない」との回答した人が増えています。

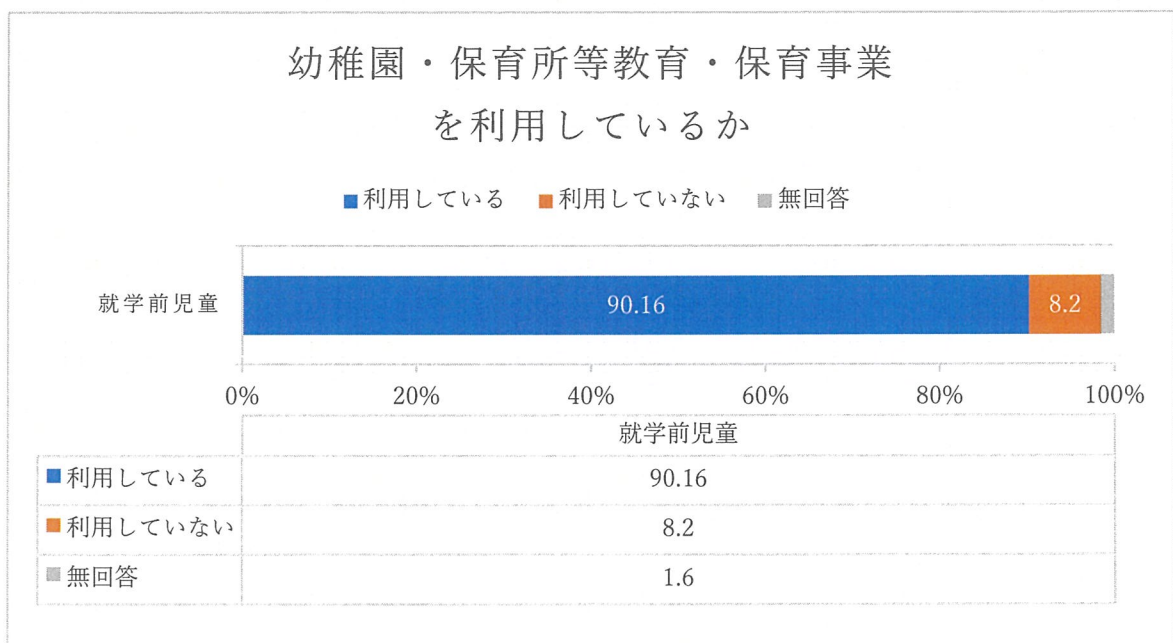


「いる・ある」と回答した人が90.2%、「いない・ない」と回答した人が3.3%となっております。

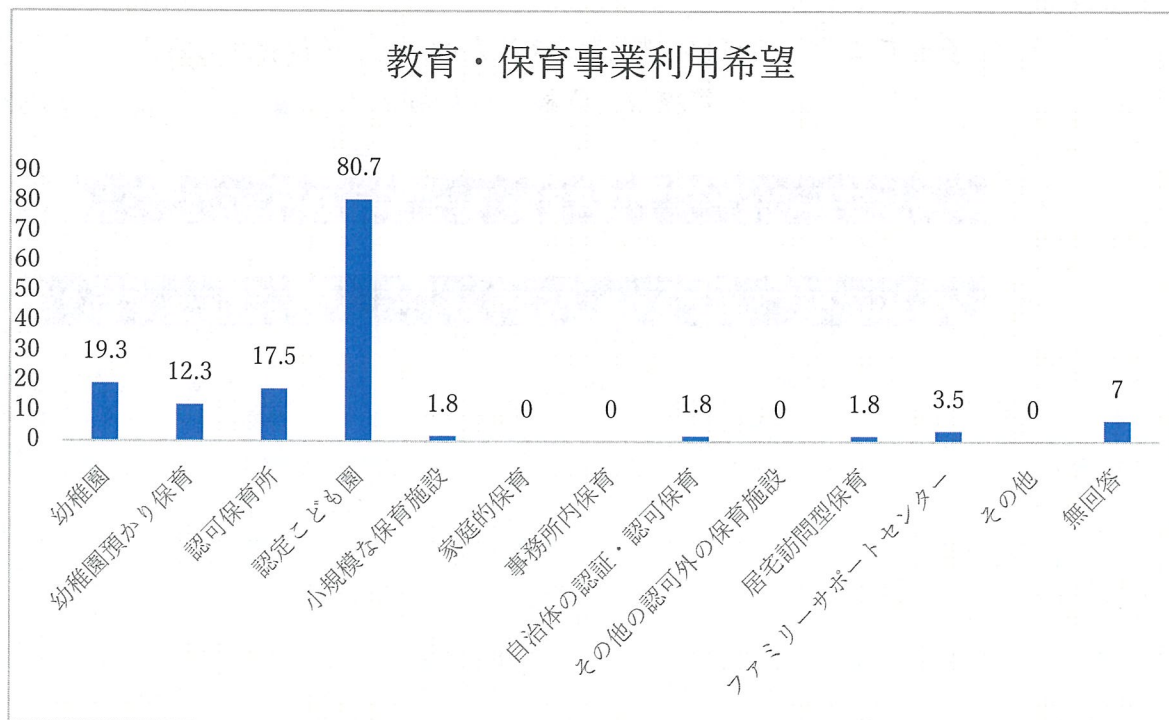


「いる」と回答した人が、94.4%と大半を占めている。

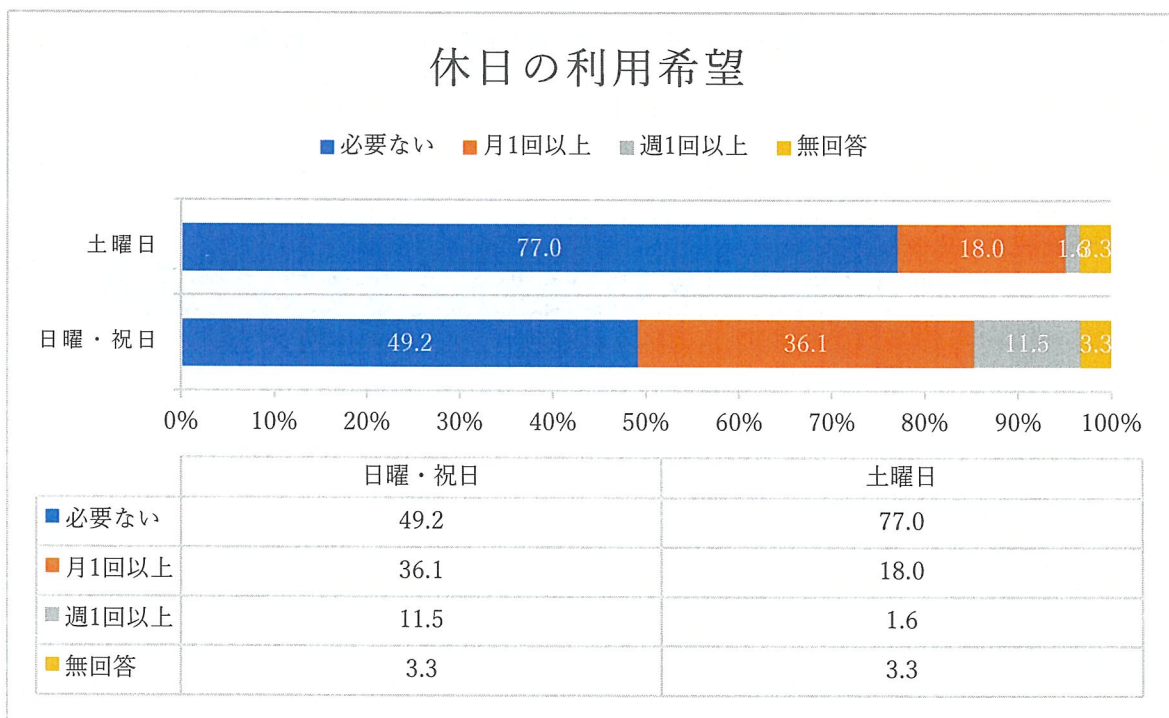
○教育・保育事業の利用状況



利用している割合が90.1%であり、多くが井川こどもセンターを利用しています。

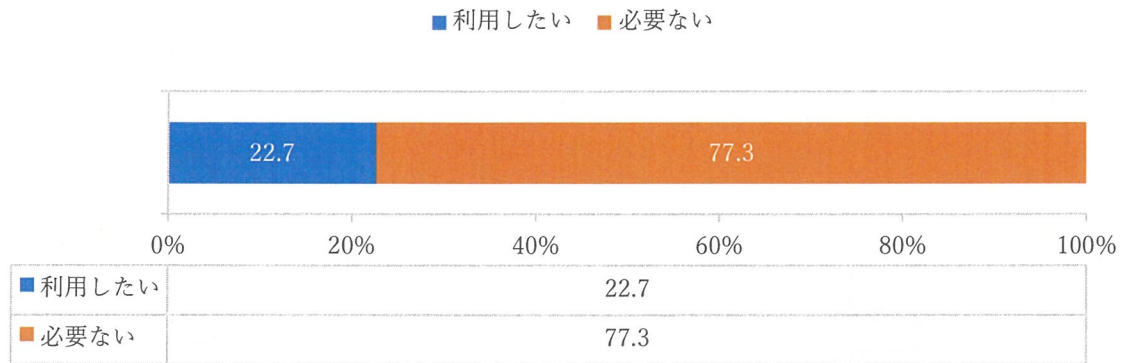


「認定こども園」や「幼稚園」等の利用希望が多くを占めています。



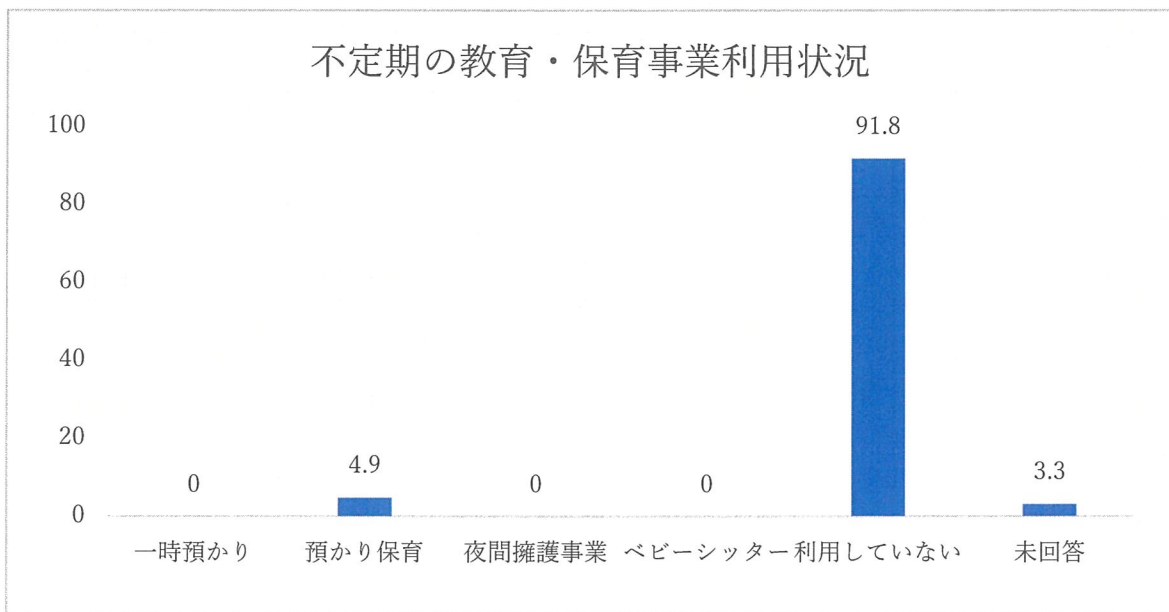
「土曜日」の利用希望が「月1回以上」と「週1回以上」を足して19.6%に対して、「日曜・祝日」の利用希望が「月1回以上」と「週1回以上」を足して47.6%と多くなっています。

病児・病後児保育施設利用希望



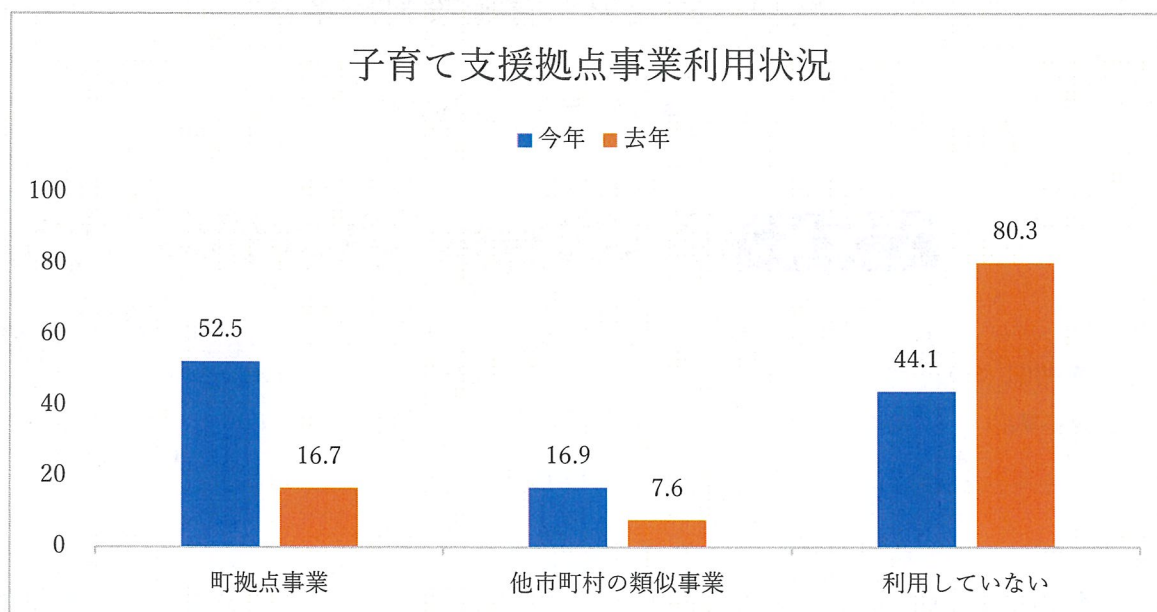
「利用したい」と回答した人が22.7%、「必要ない」と回答した人が77.3%となっています。

不定期の教育・保育事業利用状況



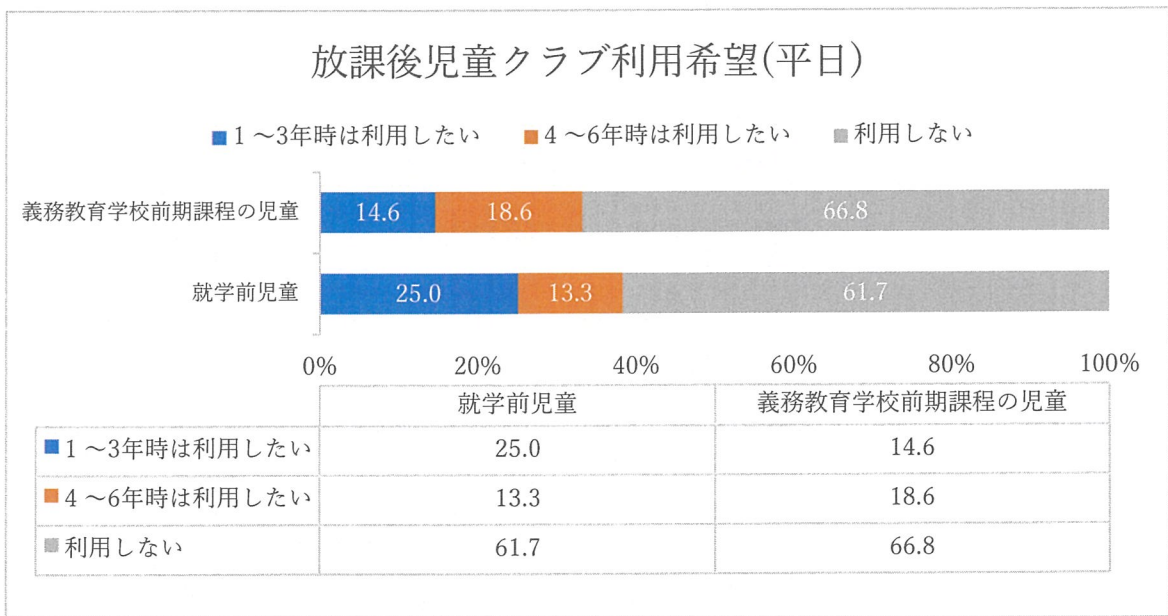
91.8%と多くの家庭で「利用していない」結果になりました。

○地域子育て支援拠点事業の利用状況

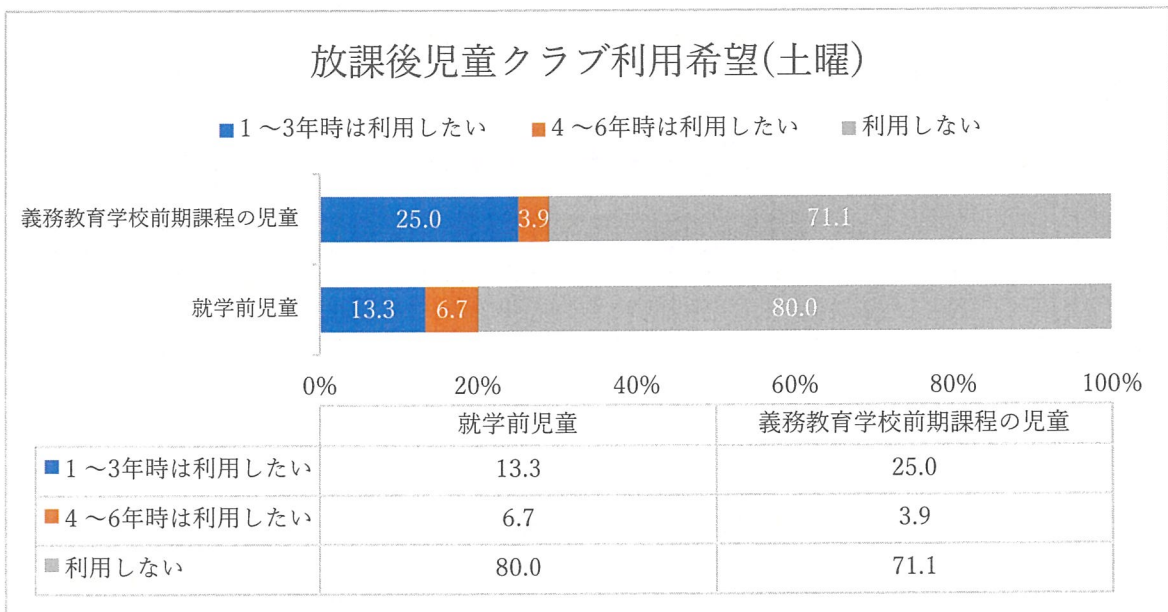


去年と比較して、「町拠点事業」の利用者が16.7%から52.5%と大きく増えています。また「他市町村の類似事業」も7.6%から16.9%と増えており、「他市町村の類似事業」には八郎潟町の「はちぱる」、三種町の「みっしゅ」等があります。

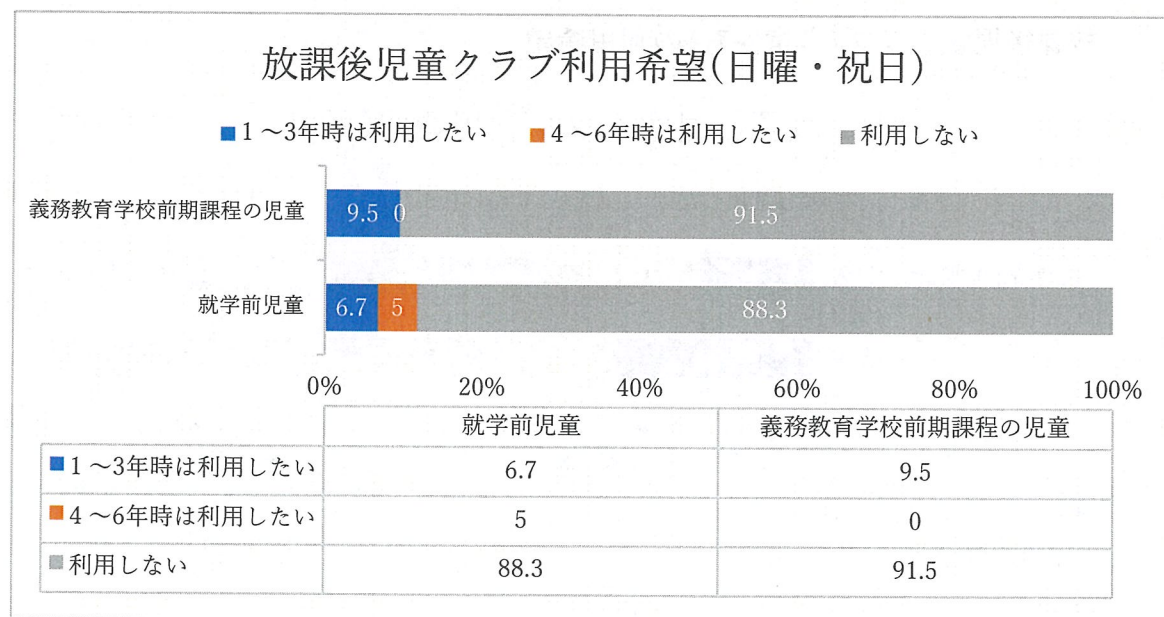
○放課後児童クラブ(学童保育)の利用希望



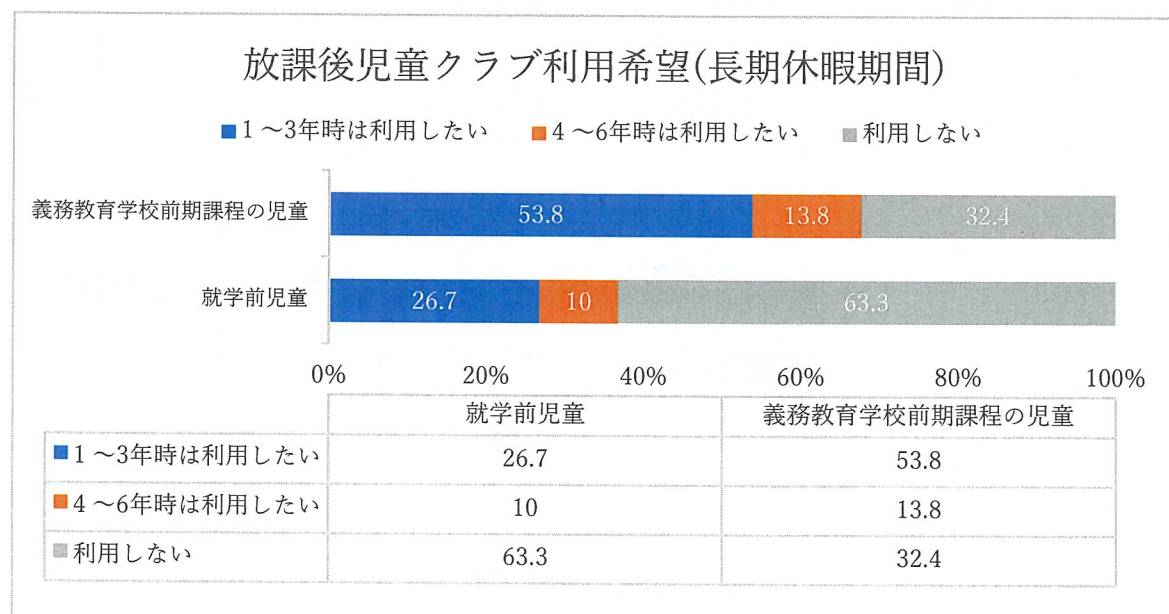
義務教育学校前期課程の児童の世帯と就学前児童の世帯ともに、約35～40%の世帯で放課後児童クラブを利用したいと回答しています。



放課後児童クラブ利用希望(平日)と比べて、義務教育学校前期課程の児童の世帯と就学前児童の世帯ともに、利用したいと回答した人は減少しています。

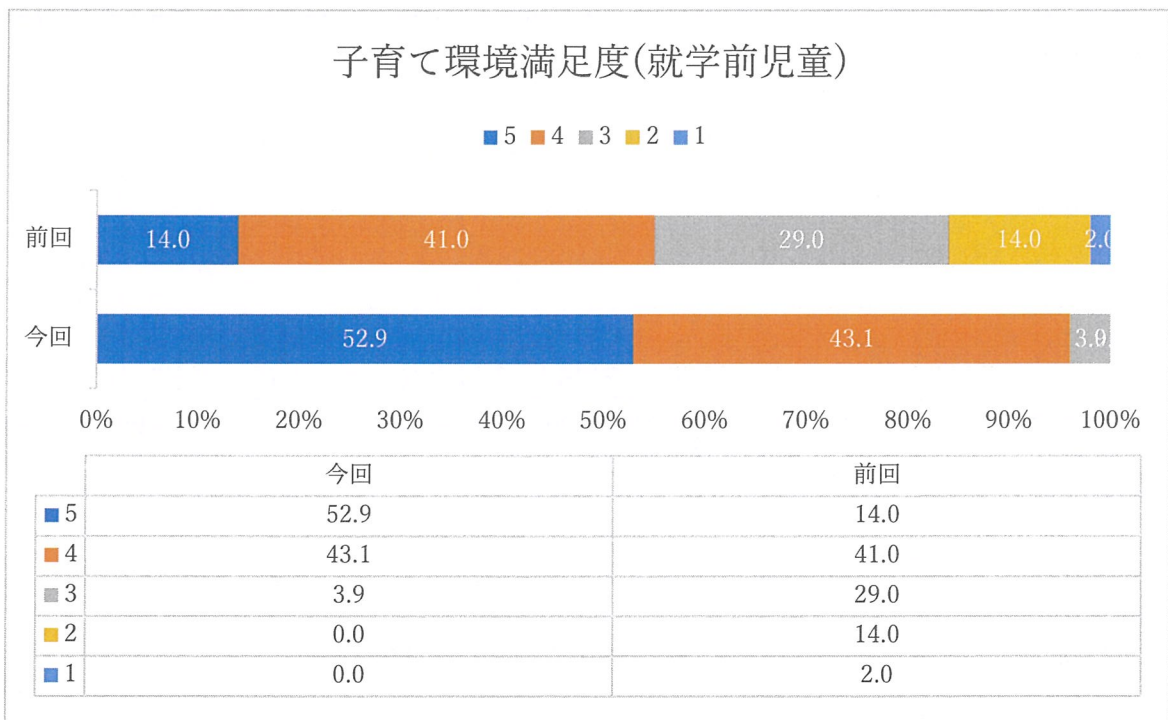


放課後児童クラブ利用希望(土曜)と比べて、義務教育学校前期課程の児童の世帯と就学前児童の世帯ともに、利用したいと回答した人は減少しています。

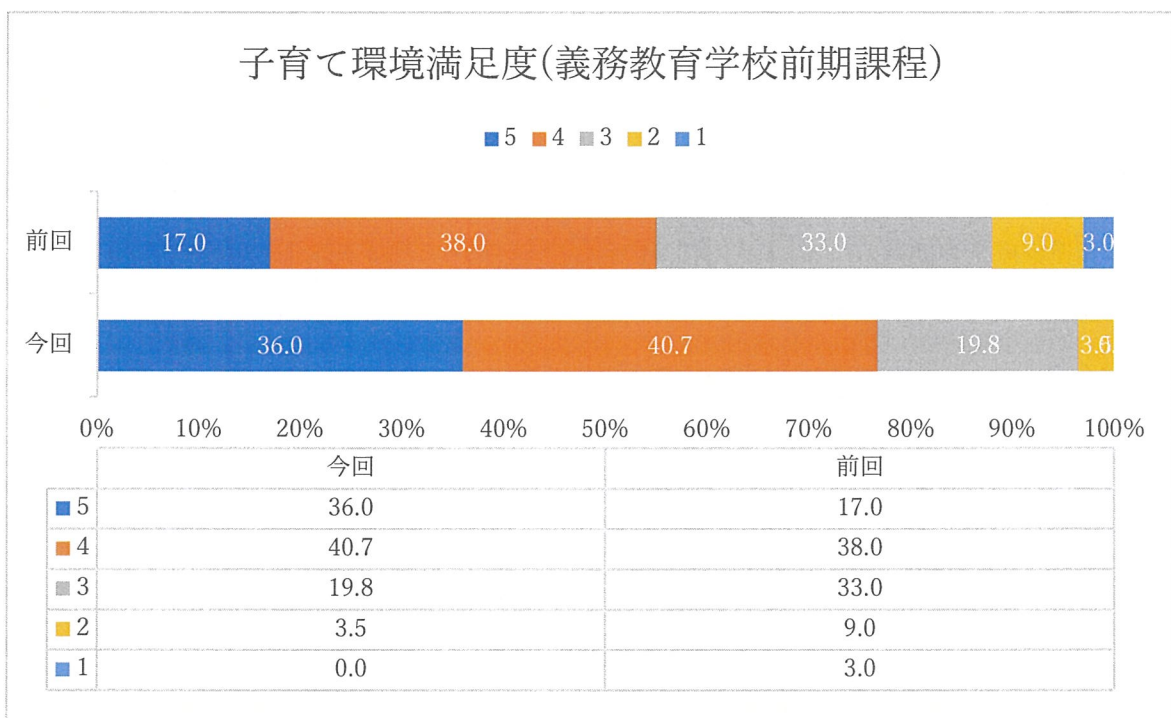


他の放課後児童クラブ利用希望と比べて、義務教育学校前期課程の児童の世帯と就学前児童の世帯ともに、利用したいと回答した人が多くいます。特に義務教育学校前期課程の児童がいる世帯では「1～3学年」53.8%、「4～6学年」13.8%と合わせて67.6%の世帯で利用を希望しています。

○子育て環境の満足度



前回と比べて子育て環境満足度が上がっています。前回「5」の満足度14％に対して今回は52.9％あり、また「2」「1」と回答した割合は、前回16％であったのに対して、今回は0％となっております。



前問と同様、前回と比べて満足度が上がっています。前回「5」の満足度を回答した割合17％に対して、今回は36％となっています。

4 第2期子ども・子育て支援事業計画の実績（令和5年度）

第2期計画期間中におきましては、計画事業を着実に実施し、事業量見込みに対し実績値が若干増えていますが、利用者のニーズに対応できる体制であり概ね満たしていると考えます。

事業名	令和5年度 利用推計 (量の見込み)	令和5年度 実績値	備考
認定こども園			
1号認定（幼稚園）	13人	2人	
2号認定	46人	50人	
3号認定（0歳）	9人	3人	
3号認定（1・2歳）	16人	35人	
地域子ども・子育て支援事業			
・利用者支援事業	1箇所	1箇所	
・子育て支援拠点事業	1,104人	1,258人	※年間延べ利用者
・妊婦健康診査	—	118人	※年間利用者
・新生児訪問	—	3人	※年間利用者
・乳児家庭全戸訪問	13人	4人	※年間利用者
・一時預かり（在園児）	9人	18人	※年間延べ利用者
〃（未就園児）	16人	17人	※年間延べ利用者
・延長保育	4人	3人	※年間利用者
・放課後児童クラブ	23人	58人	※年間利用者

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子どもが安心してのびのびと育ち、健やかに成長することは多くの人々の願いであり、その環境をつくることは地域、そして社会全体の役割です。

本町ではこれまで、全国初の認定こども園である「井川こどもセンター」、県内初となる「井川義務教育学校」の開校など、前衛的な視点で保育・教育の充実に力を入れてきました。また、子育て支援においても「井川版ネウボラ」として様々な事業を実施しています。

本計画では、「子も親も 地域とともに」を理念とした第1期計画・第2期計画と2期に渡り掲げてきた理念の方向性を継続し、これまで以上に、地域における人と人とのつながりを重視し、地域が寄り添って子どもを守り育てていくまちづくりを目標に笑顔で子育てができる環境構築を進めます。

『地域で寄り添い のびのび育ち 育てるまち』

※井川版ネウボラ…「ネウボラ」はフィンランド語、自治体が妊娠期から出産、子どもの就学前までの間、母子とその家族を支援する目的で運営する拠点をいう。

2 計画の基本的な視点

本計画における子ども・子育て支援の基本的な視点は次の3点とします。

【1】安心して産み育てる

【2】社会全体で育てる

【3】一人ひとりが輝き未来へつながる

3 施策の体系

基本理念

地域で寄り添い のびのび育ち 育てるまち

基本的な視点

安心して
産み育てる

社会全体で
育てる

一人ひとりが輝き
未来へつながる

基本施策

- 教育・保育の充実
- 子育て支援サービスの充実
- 配慮を要する子どもや家庭への支援

- 地域とのつながりの確保
- 安心して安全な環境の整備
- 経済的な支援

- 教育環境の充実
- 体験活動・学習機会の充実
- 地域に根ざした活動の推進

第4章 施策の推進

計画の基本理念「地域で寄り添い のびのび育ち 育てるまち」の実現に向けて、

【1】安心して産み育てる

【2】社会全体で育てる

【3】一人ひとりが輝き未来へつながる

これら3つの基本的な視点に基づいて、個別の施策を推進していきます。

また、子ども・子育て支援法に定められる事業については、アンケートの調査結果をもとに、国の算定基準に町の現況も勘案して「量の見込み」を算出し、利用者のニーズとサービスの質の確保を考慮した計画とします。

基本視点【1】安心して産み育てる

(1) 教育・保育の充実

① 施設型給付（認定こども園）

井川こどもセンターは、平成10年度に東西の保育園及び幼稚園を統合し開園して以来、幼保一体教育を実施し地域の子育ての中核を担っています。平成18年には全国初の「認定こども園」の認定を受けて、平成27年からは幼保連携型認定こども園として運営しています。

■認定こども園の年度別見込み量と確保提供総数

(単位：人)

		現 状	推 計				
		R 5	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み		90	89	80	78	53	50
	1号認定（幼稚園）	2	0	0	0	0	0
	2号認定（3歳以上）	50	60	52	52	28	26
	3号認定（0歳）	3	14	13	12	12	11
	3号認定（1・2歳）	35	15	15	14	13	13
確保提供総数		140	140	140	140	140	140
	1号認定（幼稚園）	30	30	30	30	30	30
	2号認定（3歳以上）	110	110	110	110	110	110
	3号認定（0歳）						
	3号認定（1・2歳）						

※「量の見込み」に関してはアンケートでの希望に加え、父母の就労状況や今後の就労希望を踏まえた潜在的な需要を国の算定基準に沿って算出したものです。

【確保の方策】

（継続）：現状、施設型給付についてはこどもセンターにおいてニーズ量に対しての提供数は満たしています。今後もニーズの多様化に柔軟に対応できるよう適正な保育士の配置を行っていきます。

また、職員の研修を適切に実施し保育の質の維持・向上に努めます。

② 延長保育事業

延長保育事業は、保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常の保育時間を延長して保育する事業です。

■延長保育事業の年度別見込量と確保提供総数

(単位：人／月)

	現 状	推 計				
	R 5	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
量の見込み	1	2	2	2	1	1
確保提供総数	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0

【確保の方策】

(継続)：こどもセンターにおいて保護者の仕事や一時的な用事などに応じて実施しています。在園児対象の事業であるため量の見込みに対して対応できる状態となっています。引き続き事業を実施していきます。

③ 一時預かり事業

保護者が就労、病気、冠婚葬祭、リフレッシュなどの目的で子どもを預けたいときに、保育園等で一時的に保育を行います。

■一時預かり事業の年度別見込量と確保提供総数

(単位：人／年)

	現 状	推 計				
	R 5	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
量の見込み	5	0	0	0	0	0
確保提供総数	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0

【確保の方策】

(継続)：一時預かり事業は、こどもセンターで実施しています。ニーズ量に対して対応できる状態となっており、今後も継続して実施します。

(2) 子育て支援サービスの充実

① 利用者支援事業

利用者支援事業は、子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■利用者支援事業の確保提供数

(単位：箇所)

	R 5	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
確保提供総数	1	1	1	1	1	1

【確保の方策】

(継続)：平成30年度から母子保健型の利用者支援事業を実施しており、今後も継続して行っています。

② 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、その他の支援を行う事業です。

【確保の方策】

(継続)：当該事業については、子育て支援多世代交流館（みなくる）でわいわい広場を実施しています。今後も内容の充実に努めるとともに積極的な広報等を行い周知を図ります。

③ 病児・病後保育事業

病気や病気の回復期にある子どもを対象に集団保育が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できないときに一時的に保育する事業です。現在当該事業の実施はありません。

【確保の方策】

(継続)：現在事業の実施予定はありません。今後、ニーズを見極めながら広域連携での実施も含めて検討します。

④ 放課後児童クラブ（学童保育）

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業終了後に学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を確保し、児童の健全育成を図ります。

■放課後児童クラブの年度別見込量と確保提供総数

（単位：人／年）

	現 状	推 計				
	R 5	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	5 8	4 7	4 7	4 5	5 8	5 2
確保提供総数	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0

【確保の方策】

（継続）：子育て支援多世代交流館（みなくる）において義務教育学校前・中期課程児童に対し実施しています。内容の更なる充実を図るとともに、「放課後子ども教室」との連携も進めます。

⑤ 妊婦健康診査事業

妊婦及び産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、健康状態の把握・検査計測・保健指導を実施するとともに、妊娠期間中から産後必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【確保の方策】

（継続）：妊婦健康診査受診票、妊婦歯科健康診査受診票、多胎妊婦受診票及び新生児聴覚検査受診票を交付しています。引き続き事業を実施していきます。

⑥ 新生児訪問事業

母子保健法に定められた事業で、新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等育児上重要な事項の指導を目的として、生後 28 日未満の新生児を対象に保健師等が訪問する事業です。

【確保の方策】

（継続）：町保健師が訪問を行っており、今後も継続して実施していきます。

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

児童福祉法に定められた事業で、生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。

■乳児家庭全戸訪問事業の年度別見込み量と確保提供総数 (単位：人／年)

	現 状	推 計				
	R 5	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	7	7	6	6	6	5
確保提供総数	20	20	20	20	20	20

【確保の方策】

(継続)：町保健師が訪問を行っており、今後も継続して実施していきます。

⑧ 養育支援事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【確保の方策】

(継続)：実態の把握に努め、必要に応じて対応していきます。

⑨ 仕事と子育ての両立の推進

仕事と生活の調和を実現するため、働き方を見直し、仕事と子育ての両立が可能となるよう支援します。

【確保の方策】

(継続)：育児休業制度の積極的な広報活動や町内企業への働きかけを実施するとともに各種保育サービスの質の向上を図ります。また、産休・育休期間中の保護者への情報提供を行い相談支援事業の充実に努めます。

(3) 配慮を要する子どもや家庭への支援

① 要保護児童等への支援

児童虐待を防止し、すべての児童の心身の成長を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで切れ目のない総合的な支援が必要となります。

【確保の方策】

(継続)：乳幼児健診時やこどもセンター、義務教育学校、診療所などでの早期発見のほか、要保護児童対策協議会を中心に福祉事務所等関係機関との連携を深め、総合的な支援に努めます。

② ひとり親家庭への支援

子育てに加え、生計を担うことも多いひとり親家庭が安定した生活を送れるよう、子育てや生活に関する支援に努めます。

【確保の方策】

(継続)：それぞれの家庭の事情に応じた相談対応やサービス提供に努めるとともに、国・県の支援施策とも連携し自立した生活に向けた支援を実施します。

③ 障害のある子どもへの支援

発達の遅れや障害のある子どもたちが、住み慣れた地域で健やかに成長できるよう、それぞれの発達段階に応じた支援に努めます。

【確保の方策】

(継続)：医療機関と連携して実施している「幼児けんこう教室」のほか、発達の段階や障害の特性に応じた相談対応、支援の充実に努め、地域全体で温かく見守っていく環境の整備に引き続き取り組んでいきます。

基本視点【2】社会全体で育てる

(1) 地域とのつながりの確保

① 相談体制の充実（産前産後サポート）

妊娠・出産・子育てに対する様々な不安に対する相談体制の充実を図り、親子がともに成長できるようサポートします。

【確保の方策】

（継続）：母子手帳交付時に全員と面談し、必要に応じて産前訪問を実施するほか、出産後は産後訪問を行います。また、子育て応援サイトを活用し積極的に情報を発信します。

② 育児支援の充実（産後ケア事業）

出産後育児を安心して行うことができるよう、心身の安定を促進するとともに母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援していきます。

【確保の方策】

（継続）：身体計測や発育状況を確認し、健康・育児指導のサポートを実施するほか、保護者同士の交流や身近な支援者との関係調整、社会資源の紹介等支援します。

③ 子育て支援多世代交流館（みなくる）の充実

「みなくる」は地域ぐるみで子育てをする環境を築くため、子育て家庭の支援活動や放課後児童の活動の場として、また、子どもが安心して過ごせる環境、世代間交流の環境づくりを目的にした施設です。

【確保の方策】

（継続）：現在施設で実施している地域子育て支援拠点事業や放課後児童クラブの充実に加え、様々な世代に向けた多様なイベントを実施し利用促進を図ることで、多世代における地域とのつながりの確保に向けて取り組んでいきます。

(2) 安心安全な環境の整備

① 安全確保のための活動の推進

子どもが安心して育つことのできる地域環境の整備を進めます。また、関係機関と連携し防災・交通安全等への意識向上のための取り組みを実施します。

【確保の方策】

(継続)：公共施設や公園等遊具の安全管理の徹底、こどもセンターや義務教育学校での防災・防犯教室、定期的な巡回の実施など、安全で人にやさしい生活環境の整備に努めます。

② 安全な道路交通環境の整備

子どもや子どもを連れた保護者が安心して通行できるよう道路危険個所の点検や交通安全施設の整備を進め、事故防止に努めます。

【確保の方策】

(継続)：警察署と連携した通学路やお散歩コースの安全点検、信号機や横断歩道、ガードレール等の交通安全施設の整備など安全確保に向けた取り組みを進めます。

③ インターネットセーフティの推進

近年、スマートフォンやゲーム機の利用は子育ての課題の一つとして避けては通れないものとなっています。子どもや保護者が正しくネット環境と接することができるよう支援します。

【確保の方策】

(継続)：ネットセーフティについて積極的に啓発するとともに、日々進化するインターネットに関する状況の把握に努め、トラブルを未然に防ぐため専門機関を活用した児童生徒や保護者への講習等を実施します。

(3) 経済的な支援

① 保育料助成

社会全体で子育てを支えていくという考えのもと、こどもセンターの幼稚園利用料及び保育料を無償化及び所得に応じた軽減を行い、子育て家庭の経済的負担を緩和します。

【確保の方策】

(継続)：幼稚園利用料・保育料の無償化ほか、無償化の対象とならない場合も所得に応じた軽減を行うほか、給食費については全額助成します。

(拡充)：幼稚園利用料・保育料を所得に関係なく無償化に努めるほか、給食費についても全額助成します。

② 医療費助成

次代を担う子どもの健康保持、増進を図り、健やかに産み育てる環境づくりの一環として医療費の助成を行います。

【確保の方策】

(継続)：所得にかかわらず、0歳から18歳までの子どもに係る医療費を全額助成します。

③ 児童手当

家庭における生活の安定と、健やかな成長を応援することを目的として、児童手当を支給します。

【確保の方策】

(継続)：15歳（義務教育修了まで）の子どもを養育している方に支給されます。

(拡充)：18歳（高等学校修了まで）の子どもを養育している方に支給されます。

④ 不妊治療費助成

少子化対策の一環として、不妊治療を行っている夫婦に対し、費用の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図ります。

【確保の方針】

(継続)：不妊治療（特定不妊治療、男性不妊治療、一般不妊治療、不育症治療）に直接要した費用に対し、一回の治療に10万円を限度に助成します。

⑤ お誕生クーポン

おむつ等の購入に使用できるクーポン券を進呈し、何かと費用がかかる出産後の経済的負担の軽減を図ります。

【確保の方策】

(継続)：出生時に子ども1人につき、おむつ、ミルク、おしり拭き等の購入に使用できるクーポン券5万円分を進呈します。

⑥ チャイルドシート購入費助成

子育て世帯の経済的負担の軽減と安全の確保を目的として、チャイルドシートの購入費用に対して助成を行います。

【確保の方策】

(継続)：4歳未満の乳幼児の保護者に対し、チャイルドシートの購入費の2分の1（上限1万円）を助成します。

⑦ 特別定額給付金支給事業

子育て世帯に対し、経済的な生活支援を目的として給付金を支給します。

【確保の方策】

(継続)：出生児1人につき10万円を支給します。

⑧ 在宅保育支援助成金

乳幼児を在宅で養育している世帯に対して助成金を支給します。

【確保の方策】

(継続)：未入園児（3歳未満）1人につき月額2万円を支給します。

⑨ 高等学校通学費助成

経済的負担の軽減及び切れ目のない子育て支援に資することを目的として五城目高等学校に通学する生徒の保護者に対する通学費相当の助成を行います。

【確保の方策】

(継続)：公共交通機関を利用して通学する場合に要する最も経済的な経路と認められる区間の鉄道の通学定期乗車券購入費相当額を助成します。

⑩ 高等学校等通学定期乗車券購入助成

経済的負担の軽減及び切れ目のない子育て支援に資することを目的として高等学校等に通学する生徒の保護者に対する定期券購入費用の助成を行います。

【確保の方策】

(継続)：井川さくら駅で購入した、最も経済的かつ合理的な高等学校等への通学経路と認められる区間の鉄道の通学定期乗車券購入費用を全額助成する。

⑪ 任意予防接種費用助成

疾病の予防、健康の増進のため、予防接種を受ける機会を確保することを目的として費用の助成を行います。

【確保の方策】

(継続)：流行性耳下腺炎（おたふく）、インフルエンザ等に係る予防接種費用の一部を助成します。

⑫ 住宅リフォーム補助・空き家購入リフォーム補助

安心して子どもを育てることができる居住環境の整備促進のため多子世帯及び空き家購入後のリフォームの費用に対して助成を行います。

【確保の方策】

(継続)：18歳以下の子どもを2人以上の養育する世帯が住宅リフォームを行う場合は対象工事費の10%（上限20万円）、18歳以下の子どもが1人以上の親子世帯が空き家を購入しリフォームを行う場合は15%（上限30万円）を助成します。

⑬ 空き家解体新築給付金支援事業

町内の空き家の利活用を促進し、定住人口の増加と、地域の活性化を図ることを目的に、空き家を解体し、解体後、新築居住をする方に給付金を支給します。

【確保の方策】

(新規)：18歳以下の子どもを2人以上の養育する世帯を対象に、井川町空き家バンクに登録している空き家を解体後、新築する世帯に給付金を支給します。

(1) 教育環境の充実

① 義務教育学校の充実

知育、道育、体育の総合的な教育によって豊かな人間性を持つ調和のとれた児童・生徒を育てる学校教育を推進していきます。学校・地域・保護者が良好な関係を築いて主体的に開かれた教育課程をつくりあげ、義務教育9年間の新しい学校文化の創造を目指します。

【確保の方策】

(継続)：少人数指導や探求型の授業づくりによる確かな学力の向上を図るとともに、道德教育の充実、地域との積極的な関わりで豊かな心や社会性の育成を推進します。

② 読書活動の推進

本を読むことは、子どもが言葉を学び、想像力・表現力を高め、生きていくうえで力となるという考えのもと、読書活動を推進していきます。

【確保の方策】

(継続)：学校図書、公民館図書、子育て支援多世代交流館図書の充実を図り、幼児期からの読書習慣の形成を促すイベント等を実施するほか、義務教育学校児童生徒へ図書カードの配布を行います。

③ 義務教育学校『井川みらい学』の推進

義務教育9年間を通して「大きな志を持てる子ども」「ふるさとを大切にする子ども」を育てるために、キャリア教育・ふるさと教育の一環として児童・生徒が様々な体験活動を行う『井川みらい学』を推進します。

【確保の方策】

(継続)：職場体験や特産品、伝統文化、観光施設などについて体験を通して学ぶ機会を定期的に設け、地域を良く知ってもらうことでふるさとの大切さを感じ取るとともに、一人ひとりに夢や希望を持ってもらうための取り組みを進めます。

④ 保育 I C T の導入

保育現場での煩雑な業務をシステム化し、保育士の業務負担軽減することで、保育の質の確保・向上を目指します。

【確保の方策】

(新規)：タブレットを活用した保育 I C T 導入を目指します。

⑤ 就学前教育・保育と小学校教育との円滑な接続

乳幼児時期の教育・保育において育まれた資質・能力を義務教育学校以降の学びや生活につなげる。

【確保の方策】

(新規)：幼保小の協働による架け橋期の実施等、育ちや学びをつなぐ幼保小の円滑な接続を図る。

(2) 体験活動・学習機会の充実

① 多様な体験活動の推進

心豊かでたくましい青少年の育成と地域の教育力の向上が図られるよう、関係機関や諸団体等と連携し体験活動や野外活動を実施します。

【確保の方策】

(継続)：あつまれ！いかわっこや、こども夏まつり等の毎年の行事だけでなく、適宜必要な新しい体験活動の機会を創出していきます。

② 放課後こども教室の実施

放課後や週末の子どもたちの居場所をつくり、地域が協力して勉強やスポーツ活動を支援する放課後子ども教室を実施します。

【確保の方策】

(継続)：放課後児童クラブと連携しながら、子育て支援多世代交流館や義務教育学校において地域の方を先生とした講座等を実施していきます。

③ スポーツ活動の推進

子どもたちの心身の健全育成を生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力を培うことを目的として、スポーツに親しむことのできる機会の創出に努めるとともに、スポーツ活動全般について地域全体で支援する環境づくりを推進します。

【確保の方策】

(継続)：心身の成長過程にある子どもたちが多種多様な運動を経験し、体力の基礎を身につけることができるようスポーツ少年団活動や学校部活動を支援します。また、各種スポーツ行事の充実に努めます。

(3) 地域に根ざした活動の推進

① 児童館活動の充実

町では、児童館及び地区集会所に児童館厚生員を配置し、地域ぐるみで子どもを見守る視点にたって子どもたちの遊びの拠点となるよう運営を行っています。

【確保の方策】

(継続)：地域に根ざした児童館として地域の中で人とふれあいながら育っていけるような環境づくりを目指し、子どもたちの自主性を大切にしながら創作活動、自然体験、生活体験など様々な体験の機会を提供していきます。

② 多世代交流の推進

子どもたちを地域全体で見守り、育てていくだけではなく、お互いの助け合いや交流の輪を育み、地域の活性化につなげていくために多世代交流を推進します。

【確保の方策】

(継続)：子育て支援多世代交流館を核として、こどもセンターや義務教育学校、各児童館等において多くの世代の方と関わりを持てる取り組みを実施します。

第5章 計画の進行管理

1 計画推進体制

計画の推進にあたっては、井川町子ども・子育て会議の意見を参考に、関係課が連携して全庁的に取り組んでいきます。また、国や県、関係機関との連携を取りながら、何より保護者と地域の方々に計画の趣旨や制度を理解していただき、ともに本計画を着実に推進したいと考えます。

2 進行管理

計画の進捗状況については、井川町子ども・子育て会議において継続的に評価し、その結果を踏まえた計画の改善を図るといったPDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。

資料編

井川町子ども・子育て会議条例（平成 25 年 12 月／条例第 21 号）

- 第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、井川町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。
- 第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。
- 第 3 条 会議は、委員 12 人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
- (1)子どもの保護者
 - (2)事業主を代表する者
 - (3)労働者を代表する者
 - (4)子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (5)子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - (6)その他町長が必要と認める者
- 第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は再任されることができる。
- 第 5 条 会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選出する。
- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 第 6 条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第 7 条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。
- 第 8 条 会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。
- 第 9 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる子ども・子育て会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(井川町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 井川町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

井川町子ども・子育て会議委員名簿

任期 令和6年12月20日～令和8年12月19日

	氏 名	職 名 等
1	小武海 文恵	教育委員
2	堀川 修	義務教育学校 校長
3	田中 弘美	主任児童委員
4	二田 美弥	こどもセンター保護者会 会長
5	二田 洋志	子供の保護者
6	浅野 博明	事業主を代表する者
7	伊藤 学	労働者を代表する者
8	小林 留美子	義務教育学校 生活支援員
9	菊地 奈津美	児童厚生員
10	戸澤 玲子	こどもセンター副園長
11	齋藤 九三子	みなくる 主査
12	湊 百合子	保健師 主査

